

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和6年12月11日（水曜日） 開会 午前 9時07分 閉会 午前10時13分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 都 築 幸 夫 副委員長 田 境 毅 野 坂 純 子 松 本 忠 明 長谷川 進 石 原 昇 丸 山 千代子 鈴木 久 夫 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美、吉本智明、稲吉照夫、黒木 一、岩本知帆
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 住民こども部長 三 浦 正 義 健康福祉部長 山 本 晴 彦 参事(健康保健担当) 金 澤 一 徳 環境経済部長 大 熊 隆 之 建 設 部 長 鳥 居 靖 久 上下水道部長 齋 藤 啓 一 住民こども部次長兼住民課長 野 澤 一 芳 健康福祉部次長兼健康課長 相 川 美代子 建設部次長兼土木課長 谷 川 啓 上下水道部次長 山 崎 二 朗 こども課長 鈴 木 雅 也 保険医療課長 築 田 聖 太 郎 福 祉 課 長 横 田 隆 之 都市計画課長 小 林 英 男 水 道 課 長 安 藤 秀 行 下 水 道 課 長 鳥 居 正 和 水 道 主 幹 福 岡 昌 実
議会事務局職員	主 事 安 川 麻 里

<p>会議に付した 案 件</p>	第53号議案	幸田町手数料徴収条例の一部改正について
	第54号議案	幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
	第55号議案	岡崎市額田郡模範造林組合の解散について
	第56号議案	岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について
	第57号議案	岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について
	第58号議案	令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出
	第60号議案	令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	第61号議案	令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
	第62号議案	令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
	陳情第14号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

委員長 皆さん、おはようございます。

この12月に入りまして急激に寒くなってまいりました。今年10月末までは夏日が続いておりまして、実質10月末までが夏といったような感じで、またすぐにですが秋がきたかなと言いましたらまたすぐにこのように大変寒い冬がやってきたわけでありまして。急激な気温変化で体調崩さないように皆さん体調管理をしっかりとお願いしたいと思えます。そしてまた今、新型コロナそれからインフルエンザにかかったという声もちらほらと聞きますので、その辺の点でも管理をしっかりとお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

本日は一般議案が5件、補正予算関係が4件、陳情が1件、計10件の議案がございます。

質疑答弁は簡単明瞭にお願いしたいところです。慎重審議で進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、町長より挨拶をいただきたいと思えます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

今、お話ありましたように職員の中にも、コロナだとかインフルエンザ感染してる職員も、寒さがちょっと強まった中に見えるようです。また、学校関連でも同様であるということで、体調管理には十分御留意いただきたいと思っております。

報告と御連絡とお願ひということを申し上げます。

まず、11月の30日の日に坂崎の幸多の杜里山ひろばということで幸田町がSDGsの未来都市を選定されたということもありまして、森林サービス産業というものに取り組んでいくという宣言をしたものでございます。

それに伴いましてSDGsのシンポジウムや今、言いました里山ひろばにおきまして、健康と食の森記念植樹祭ということで、武内陶子さんのトークショーも含めて11月の30日、子どもたちも含めて御参加いただいた議員さんもお見えであります。御理解ありがとうございます。

そこでは記念の植樹祭をさせていただきまして、災害応援協定を結んでおります長野県箕輪町さんからのリンゴの木、京都府京丹波町様からは栗の木、そして岩手県住田町からはヤマツツジだったかな、ちょっと間違えたらごめんなさい、の木を植樹させていただきました。また明日、この京都府京丹波町の副町長さんが植樹した木を見に来ていただけるということでまたいろんな交流も始まっていくと思うし、こういった木をどうやって育てていくかということをして里山のほうにいろいろ入りながら市民の皆さん、町民の皆さんにもいろんな考え方やいろんな行動をしていただくとういことになればなと思っております。

講演会の御案内でございます。いずれも合併の70周年の記念事業ということでありますけれども、12月の15日であります、今週の日曜日でありますけれども、戦場カメラマンのフォトジャーナリストの渡部陽一さんに戦場からのメッセージをあなたにということで、幸田町の人権啓発講演会として来ていただけるということでございます。町民会館のつばきホール、これは満席ということでありますので、また皆さん方にもチケット

入手された方もみえると思いますのでよろしく申し上げます。

年が明けますと1月の9日であります。健康のまち推進講演会ということであります。人類と感染症との闘いということで、現在の肩書としては公益財団法人の結核予防会理事長の尾身茂さんということで、この未知の感染症コロナを3年半乗り切るために大変な御尽力をいただいた尾身先生にお話を1月の9日の木曜日、つばきホールにてお聞きするということでもあります。この2つの幸田町の周年事業の記念の講演会にぜひお越しいただきたいと思っております。

それからお願いとか御理解またおわびでありますけれども、今日もこの委員会におきまして産業振興課長が欠席をさせていただいております。

御存じのように12月の2日交通安全週間でもありますときに人身の事故を起こしたということでもあります。大変私どもも職員の立場として町民の方々にもいろいろな啓発だとかいろんな自ら交通安全の先頭に立っていきべき立場であるにもかかわらず、人身的な事故を起こしてしまったということで、現在、皆さん方が報道でいただいているような結果になっております。今後におきましても、幸田町はまだ処分というような形になっておりませんのも実際の事故の警察関係の相関関係がよく分かってないということで、取調べ等々を起こされる中で私どもが把握している限りは、今後、適正な処分がくだされると思っておりますけれども、ある意味車と人で夜の夜間でありましたけれども、飛び込み的な要素もあったということも確認はしております。避けようはないと言いますとちょうど私がちょっと言葉が悪くなりますのでそのような事案でもあったかもしれません。これについては今後起訴をされるかということの可能性も含めて、今、言いました事案と私ども職員も社会的な責任感を共有しまして管理職としまして、行動をちょっと慎むまたは交通安全関係につきましては率先的な活動を継続して行うということを部課長会等で周知しております。皆様方におかれましては私も職員を管理する一番トップの者として早く社会復帰していただけるように、制裁はもちろん受けまされども社会復帰していただけるような、また起訴、刑罰等におきましてもなるべく御配慮いただくような形で皆さん方にも御理解いただくような場面が必要だと私は思っております。まだ因果関係等をしっかりしてない段階で私が言うのもちょっとあれなんですけれども、現時点ではそういうことで報告させていただきますとともに、また早く職務復帰したい職員の気持ちもありますし、しっかりと制裁も受けた上で復帰するという気持ちが本当に優秀な職員でありますので、またいろんなところで御理解いただけないかなということをお願いさせていただきたいと思っております。

最後になりますだけでも本日は協議項目は9項目あります。慎重審議のほどをお願い申し上げます。本会議におきましても可決承認いただきますことをお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。申し上げます。

委員長 今、町長から御説明がありましたけれども、産業振興課長が本日の委員会を欠席する届出がございました。報告いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。

定足数に達しておりますから、ただいまより、福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時07分

委員長 これより議事に入ります。

先に定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質問ございませんか。

15番、鈴木君。

15番鈴木久夫 ちょっと趣旨から外れるかもしれませんが、コンビニの利用ということで多分役場より遠くの久保田とか坂崎方面の住民の方がコンビニで利用されるケースが多いのかなと思うんですけど、利用件数は半分になるということで今までよりさらに利用が多くなるかなというふうに想像しますけど、今、叫ばれてるカーボンニュートラルからするとこういったことも役場に来るまでのガソリン消費が少なく、近くのコンビニで済ませるちゅうことでガソリンの消費量が減ってくるかなと思いますので、いろんなそういう削減の、温室ガス削減効果の数値のカウントにはこういったものは入らんのですか、という素朴な疑問ですけど。担当が違うので分かるかな。分からなけりゃ、答弁いいですけども。

委員長 住民課長。

住民課長 担当の環境課ともこういうことがあったということをお伝えして、考慮していただいて数値に反映してほしいということをお伝えのほうをしておきます。

委員長 鈴木君。

15番鈴木久夫 いずれにしても塵も積もれば何とかで、できるだけこういったことは数値に表れにくいかもしれませんが、カウントをする上ではまあまあの数字になることもあり得ますので、できるだけそういうことに配慮していただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第53号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山千代子 実務経験年数は変わらないということですが緩和がされるということで、こうしたことは幸田町の水道事業者等にも関わってくるわけですが、そうした

点におきまして資格要件は変更されるわけでありましたが、実際の事業者においての取扱いというのはどのように変わっていくのでしょうか。質疑になってませんか。実際、こうした資格要件の変更によって事業者、水道事業者あるかというふうに思うんですけども、そうした点におきまして取扱い等がどのようになってくるのか、資格者の取扱い、別に変わらないわけですか。

委員長 よろしいですか、分かりますか。答弁を求めます。水道課長。

水道課長 今のお話の中で事業者というのは水道屋さんという意味でございましょうか。それにつきましては、水道を施工する水道業者については変わらないと申し上げます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 工事を請け負うときにやっぱり入札に関わってはそうした監督者、技術者の要件があるかというふうに思うんですけども、その辺のところでのチェックというのは、そういうのも別段今までどおりということで変更はないわけですね。

委員長 水道課主幹。

水道課主幹 今、お尋ねの布設工事監督者、それから水道技術管理者のこの両資格者なんですけれども、水道法の規定によりまして水道事業者、私どもでいいますと幸田町水道事業が選任して置くことと定められておりますので、水道業者、業者側のほうにおいては設置するものではないというものであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 ちょっとよく分からなかったわけですが、結局、今回、この条例改正はどのように変化するのかということをお聞きしたかったわけでございますので、その辺をもう少し詳しく、要するに緩和される条件が安全性が図られるかということで本会議の中で聞いたときに、何ら変わらないよということで、高校の土木の関係で言うと7年は変わらない。そのことでその水道のほうは4年、そして土木が3年の実務経験は一緒だよということがあったわけですが、よく分からないわけでありませぬ。

委員長 分かりますか。質問の意図が。上下水道部長。

上下水道部長 議場で私が答えさせていただいた内容の質問かなと思いますのでお答えさせていただきますけれども、まず、工事を発注する側の資格を持つべき人のことなので、業者さんは全然関係ないんです。例えばの例で高校の土木課卒の話もしました。私に置き換えますと水道課で今4年ですけども、昔だったらもう3年たたないともらえなかったんですけども、もう既に何年と土木経験してますので、その議案が通ればその時点で資格要件をクリアするというので、土木経験があれば早めにもらえるようにはなるということですね。ただし、水道は半分、7年であればその半分は経験しとらなあかんよというしよりはありますけれども、トータルの7年というのは変わらない。業者においては何の変化もないという内容の議案でございませぬ。よろしいですか。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 改めて確認できて分かりました。それでお伺いするわけでございますが、水道事業というのは企業会計になるわけでございますので、そうした点におきまして水道が上下水道課においてこの要件をやはり職員も持たなくちゃならないということでありませぬ。ですので、本会議の中では布設監督は3人いるということでありませぬ。

ども、これは十分事業においては満たしておるのかということではありますが、その辺は
いかがでしょうか。

委員長 水道課主幹。ちょっと大きな声でしゃべってください。お願いします。

水道課主幹 布設工事監督者、現在、職員の中で3名おまして、今の水道課の範囲の中
は2名資格者に当たるんですけども、現在、ほかの課に在籍している者が1名といっ
た形になります。

委員長 上下水道部長。

上下水道部長 まず、御質問は上下水道下水の話ですけども、水道課だけのお話ですね。足
りているかどうかというお話だと思いますので、課の中で1人いればいい。今、2人お
りますので全然足りております。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 分かりました。それで異動すればいなくなってしまうから、とにかく1人
は必ず満たさなければならないという内容になるわけですね。分かりました。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第54号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山千代子 21ページの議案関係資料の21ページでありますけれども、この中で解散に
至るまでの経過ということであるわけでございますが、3月31日に組合を解散をする
ということで、その後、債権や決算処理、監査員の決算審査、9月定例会に決算認定の提
出というようなことになっているわけですけども、解散は3月31日で解散になるわけ
でございますので、その辺のところの段取りといいますか、どのようにしているのか
お尋ねしたいと思います。

委員長 環境経済部長。

環境経済部長 段取り、こちら段取りどおりになってしまうんですが、3月までは組合が存
続しております。存続しとる間は例年どおりの運営をしまして、3月末をもって解散と
なりますので、その後は地方自治法施行令に基づきまして、粛々と解散処理をしていく
わけでありまして。本会議、幸田町においても岡崎市においても9月の定例会において、
最後、決算認定の提出をさせてもらいそこで終わるという形になります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第55号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第56号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子 本会議でも質問したわけではありますが、組合の所有する不動産は全て岡崎市に帰属させるというふうになっておりまして、その分は協定の中で幸田町の協定の中に幸田町のほうも盛り込んでいくよということと言われたわけではありますが、実際に杉やヒノキはずっと保護していくわけでございますので、そうした点におきましてやっぱり解散した後、やっぱり今までの分をきちんと減価償却しながらそれに伴って金額的にやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はもうきれいさっぱりとしたほうがいいんじゃないかなと思うんですがいかがなんでしょうか。

委員長 環境経済部長。

環境経済部長 委員、言われることについては多分ある木を切っちゃって精算しちゃえばいいんじゃないかという意見かなというところ思うんですけど、実際にそういう話も中にはあったんですが、木がまだ売れるまでの金額に育っていないというところで、今切ると木の値段で出す値段よりも切る手間賃のほうが高くなってしまいうところ、これやると、実際マイナスになってしまうということで、もう少し育ててからということあります。本会議のほうでも言わせてもらったんですけど、その木が育つ、今の状態で

も山に入って何かできること、やれと言われればはできるんですけど、そちらのほうの2割分のうちが利活用できる部分を取っておいたほうがいいのではないかとということで、今、組合内では打合せができておるところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 中金町となっておりますけれども、この宮崎団地、ここの場合は組合が持っている団地ですよね。借地はみんな解消したと思っておりますので、そうすると岡崎市としてはこの団地をずっと引き継いでやっていくと、模範造林としてこれからも岡崎市単独でやっていくよという方向性なんでしょうか。その辺はどう思ってるんですかね。

委員長 環境経済部長。

環境経済部長 帰属、維持管理等々含めて岡崎市にやってもらって幸田町としては2割分使える権利をもらうということにはしとるんですけど、実際は今、森林空間を活用した市民サービス産業ですか。こちらのほうに対して林野庁のほうが森林環境譲与税というのを2019年ぐらいかな、出しておるかと思うんですけど、これが一部事務組合がもらえるということができない法律がありまして、自治体になるという。岡崎市、幸田町どちらもそれは自治体なんでもらえるんですけど、土地は岡崎市にありますので、岡崎市がそれを承継しまして組合を承継しまして、岡崎市が管理するというところで森林環境譲与税のほうも使えるように進めるということで今、やっておるところであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 岡崎市単独で進めていくということで、2割分の取り分は幸田町にあるよということでありますので、その辺のところをやっぱり協定の中にきちんと、今までずっと岡崎市額田郡でやってきた事業という中のやっぱりこれは今までやってきたわけですから、きちんとやっぱりその辺のところも評価していただきながら活用できるようにお願いしたいなと思います。

委員長 環境経済部長。

環境経済部長 委員言われますとおり協定の中で、今、言われたことをしっかり盛り込んで進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第57号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時33分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、福祉産業建設委員会所管に関わる歳入及び歳出を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子 地域支援事業の中の高齢者タクシー利用扶助費について、うかがいたいと思います。

今回100万。

委員長 項目を言ってもらえますかね。補正予算の中のどこのところかというところ。

14番丸山千代子 失礼いたしました。20款10項15目の地域支援事業であります。高齢者タクシー利用扶助費100万円のアップは、初乗りプラス1,000円を16回分ということで利用が増えたから増やしたよということなのですが、この利用ベースどれぐらい増えたんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者のタクシー利用助成の状況でございます。

令和5年度の4月から8月、令和6年度の4月から8月分という形で御報告させていただきたいと思います。

令和5年度の4月から8月分ですけれども、交付者自体516人ございました。そのうち利用者、実際に助成を利用した方は239人でございます。延べ934人という結果でございました。

令和6年度につきましては4月から8月の状況で、交付者数自体は509人と7人減ってございますが、実際に利用した方につきましては304人ということで65人増してございます。延べ人数といたしましても、1,216人で282人の増ということで制度が変わったことによって実際に利用された方が増えているということが見込まれております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 それは利用が増えたということは、これが利用者のニーズに合致したということなんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 昨年度、デジタルに関する部分で実証実験をやらせていただいた際に、実利用が単価として1回の利用で1,600円か1,700円程度ということでございました。今回の制度につきましても、最大1,630円程度の助成という形が傾向をつかんでいるのかなというふうには思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 これは80歳以上ということになっているわけですがけれども、実際、80歳前の方でも体にやっぱりちょっと認知が進んだりとかそういう人もいるわけでありまして、それと同時にまた免許返納ということで、家族の強制で免許返納させられたという人だっているわけですね。そうした人たちがやっぱりタクシーの利用をしたいという人もいるわけでありまして、そうした免許返納の人も対象とすべきじゃないかなというふう

に思うんですが、やっぱり実情に応じてその辺のところを考えていただき思いますがいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 現状におきましては80歳以上ということであります。枠としまして今までは御家族がいる場合は対象にはならなかったという形でしたけれども、今年度から免許を返納された方に関しては制度上利用できるというふうにさせていただきました。年齢の制限につきましては、今後、利用状況等を含めてまた一つ協議のほうをさせていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 毎年、改善していただきながらだんだんと利用が上がるようになっていて高齢者の足の確保ということが非常によくなってきたというふうに思います。また、80歳以下の方についても免許返納者についてはやっぱり考えていただきたいということをお願いしてこの質問は終わります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第4号)中、福祉産業建設委員会所管に関わる歳入及び歳出を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第58号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第60号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 35款20項15目の介護予防ケアマネジメント事業についてお伺いしたいと思

います。

20万円ですが増となっております。介護認定業務に当たってケアプランを立てるときにケアマネジャーさんが必要なんですが、ケアマネジャーさんが足りてるかどうかというところなんですけれども、実際、いろんなところでは不足しているようでございますが、幸田町にあってはいかがでしょうか。

なぜかと言いますと認定に当たって認定業務をかなり時間をくっておりますし、また、ケアプランを立てるときもなかなか認定者のニーズに応えられないといえますか、その辺のところがとてもうまくやられてないように思うわけでありましてけれども、結構そういう相談もまいりますので、その辺のところではケアマネジャーさんが足りてるかどうか、伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちら介護予防ケアマネジメントのほうになりますので、主には包括支援センターのほうが対応になってくるかなというところにはなりますけれども、現状においては契約のほうは達成することはできているような状況であります。ただ、全体的なケアマネの状況につきましては全て把握しているような状況ではございませんけれども、介護職全体が不足する中で充足しているかどうかというところは詳細までちょっとつかめておりませんが、現状においてこちらについて増加していて対応できているというところはあるところではあります。今後ちょっとその辺につきましては注視してまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 地域支援事業の中で、今まで一人暮らしやあるいはごみ出し支援などですと今度、こうした介護予防のほうから外されて単独になったわけでありまして、その辺のところは今まで結構充実させてきた部分が介護のほうから外されてしまうというようなことが起きてきているんですけれども、その辺のところの充実度というのがやっぱり高齢者が増えてきてとても間に合わないという、こういう状況ができてきたからそういうふうになってきたのかというふうに思うんですが、その辺のところをやっぱり高齢者が増えたから外してしまうんじゃないかと、やっぱりそれに見合った人材を手当てしていくという必要性があると思うんですが、その辺をどう充実させていくのかということをやっぱり考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 そうですね、一部のそういった事業のところでは不足しているところに関しての手当ということでありまして、そういった部分につきましては十分これから確認させていただいて必要な対応できることについてさせていただきたいと思っております。また、地域における支援ということも含めて、介護の中では高齢者施策の中ではうたわれている部分がありますので、そういうところも十分検討しながら進めてまいりたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第61号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第62号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 ただいま9項目にわたりました慎重審議ありがとうございました。今後におきましても指摘いただいた事項等々につきましてはしっかりとわきまえた上で、事業の推進に当たりたい思っております。本日はありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。

理事者は退席をお願いいたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時56分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書全文の朗読は省略し、件名、陳情者の氏名、住所、陳情の趣旨と陳情事項の主な内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

なお、個人の陳情者の住所等を公開することについては、本人から承諾を得ております。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長をお願いいたします。

副委員長 陳情第14号、件名は介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての陳情書

であります。

陳情者は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3階301号、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者、森谷光夫氏であります。

陳情項目1件目は、自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってくださいとして、情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充していただきたいの陳情をはじめ2項目の陳情であります。

陳情項目2件目は、県民の要望である市町村の福祉施策を充実してくださいとして、安心できる介護保障の陳情をはじめ9項目の陳情であります。

陳情項目3件目は、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してくださいとして、国に対する意見書については、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引上げ、あらゆる保険料（税）にするために十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してくださいの陳情をはじめ、8項目の陳情。

愛知県に対する意見書については、子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してくださいの陳情をはじめ、5項目の陳情であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いいたします。

ありますか。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子 この陳情につきましては、毎回、自治体キャラバンの名の下に自治体交渉を行っており、県下全て回って陳情を繰り返しております。そういう中で、こうした愛知県内一斉に取り組むことによって比較もでき、そしてこの施策が県がほとんどどこに住んでも同じようなことが実施されるように求めてきている中で、まだまだなかなか実現に至っていないということの比較ができるわけであります。そうした中で、とりわけ各自治体におきましては、遅れている部分を取り上げて実現にやったりとかやってきております。

幸田町の中でもこうした中で、私自身もいろいろと比較をしながら取り上げてきた部分がありますけれども、やはり今、最大の関心事は学校給食の無償化だというふうに私は思います。この陳情項目たくさんある中で学校給食の無償化はやはりずっと取組を進めながら子育て支援を進めていくという中で実施している自治体ももう既にみよし市等では実現してきているわけであります。

そして、同時に愛知県にもきちんと負担をしていただきたいということで、愛知県への陳情項目の中にありますように学校給食の無償化実現のために、2分の1負担、県の負担というのを求めると、こういう内容にもなってきております。ぜひ、そうした内容を酌み取っていただきながら私はこの陳情に寄り添っていただきたいなというふうに思います。ぜひ賛成していただきたいなという思いでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

4番、松本君。

4番松本忠明君 私はこの陳情第14号の採択につきまして、反対の立場より意見を申し上げます。

今、丸山委員から申し上げましたとおり陳情の個々の項目や内容につきましてはよく理解いたしまして、1個1個を真摯に向き合わなければいけないというふうには思います。しかし、ちょっと4つの点から陳情全体として採択するのはいかがなものかなというところで賛成いたしかねます。

1つ目は、陳情項目の中にやはり御指摘があったように足りてないところもありますけど、やってるところもあるものですからそこをちょっとしっかり見ていかないと、全体で言ってもちょっとなかなか厳しいのではないかなと。

例えば本町で言うと、資料の19ページの「1」DX推進にありますけれども、やはり幸田町として取り組み始めて既にやり始めているものを、例えば住民票のコンビニ交付サービスとかこういうものが順次立ち上がってきていますのでこういったことをしっかり見定めて、足りないところは意見をしていくということが大事なかなということが1点目です。

それから2つ目は、ちょっと具体的な例は挙げませんが、項目の内容が抽象的で具体的でないものが若干見受けられますので、そういったものは少しちょっと吟味していく必要があるのかなということが2点目です。

3つ目は、これらに加えて陳情項目が本当に多いので、多過ぎてどれを優先順位をつけてやっていくのか、そういったことの吟味が必要だと思われま。特に、私、数えてみたんですけど、全体で、小項目で84全体であります。そのうち重点項目だけでも小項目レベルでいうと36個もありますので、これをやっぱりもう少しやってるもの、やってないもの、需要度の高いもの、もう少し待てるものとか、少しこういった吟味が必要なのかなというふうに思います。

最後に4つ目は、介護保険の引下げだとか国民保険料の引下げ、これもできれば本当にすごくいいことだと思いますというのはありますけれども、やっぱり財源確保というのはどうするのか、そういったことが非常に重要で場合によっては制度設計の変更とかそういったことも考えた上で進めていかなければならないもの、そういったものが少なくないと思います。

このような4つの視点から本陳情全体としてやるというのは非常に難しいので、こういったことを陳情項目と挙げたような視点で整理していただいた上で、必要があれば再度しっかり絞って申請いただくことが適切であると考えますので、陳情第14号を全体としてそのまま採択するということには賛成いたしかねます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子 介護・福祉・医療、社会保障の全てにおいての施策拡充ということで陳情項目は多岐にわたっているということであります。それで幸田町におきましても非常にこうした内容に関わりながら実現に至ったのも数々ございます。この陳情の思いというのは、やはり一遍には何でもこれは全て実現できるものではないわけですが、やはりこ

うした住民が充実を求めて少しずつでもとにかく実現に至るようというところで、掲載をしながらそして要求をしてきている内容でありますので、やはりそうした趣旨を酌み取っていただけるなら私はぜひ賛成していただきたいなというふうに思うわけでありませぬ。とりわけ、今回は本当に学校給食の無償化というのは国においてもやはり今、そのような方向性も打ち出すような現状もございました。今、ちょっとトーンダウンになってきていますけれども、ですので、やはりこれは一つの運動としてこの趣旨をぜひ酌み取っていただきたいという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 私からは反対の立場で意見を申し上げます。

陳情の趣旨のほうは先ほどいろいろとお話があったとおりで、自治体DXの推進及び市町村において9つに分類された福祉施策の充実に関する大変多岐にわたる項目と、あとは、国及び愛知県に対する意見書の提出というふうに理解をしています。

例えば、先ほど松本委員からもお話がありましたけど、デジタルディバイドの対応については令和6年3月に示された幸田町DX推進方針にも記載をされております。推進体制等ということでもあります。誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、高齢者等のデジタル活用の不安解消のためのスマートフォンを利用したオンラインによる行政手続手法に関する講演会の実施など、ボランティア団体や地域等との連携の上、地域におけるきめ細やかなデジタル活用支援の取組が進められているものというふうに理解をしています。よってこの内容もありますので、賛同はしかねるということでもあります。

それから社会保障施策に対しては、趣旨は理解をしています。令和6年3月に第9期幸田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が策定されております。取り組まれているものや検討されているものもあると理解をしております、国や県の動向を見守るべき内容であるというふうに考えています。

あと、意見書の提出については、そういったことも含め内容も確認しましたが、差し控えるべきではないかというふうに考えています。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

15番、鈴木君。

15番鈴木久夫 私も反対の立場で申します。

この陳情で例えば介護従事者の報酬の引上げだとか介護保険料の引下げということも含まれていると思うんですが、こうした要請はやっぱり保険料収入にも影響はするわけでありませぬし、また、今後の高齢化社会の中で介護の負担はますます増大していくということからしますと、いろいろと財政上の問題は今後ますます厳しいものがあるという中で、国やなんかの財政状況の赤字国債の発行とか本当に借金が相当重なって厳しい状況が続いておるわけで、県や市町村も財政需要は本当に楽観視できない大変な状況であるということが言えます。

そういった収支のバランス等を考えていく上では、現状の状況をさらに悪化させる要素が多分に含まれてくるということで、個々においての趣旨においては反対ばかりする

ものではありませんが、総じて言いますと財政上から難しい面があるのではないかと
いうことで、意見書の提出は差し控えたらいいかなと、そんなふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川進 今、皆さん方がいろいろ言われたとおりで私も陳情14号に対しては反対とい
う立場で言わせてもらいますが、この陳情書の内容が多岐にわたって、本当に全体見
ると最初のタイトルに対して非常に紛らわしい、いろんな分野のお話が出て、結果的に
これ全てやろうとするとかなりの財源確保が必要であるということから、やっぱり世間
相場をいろいろ本にらみしながらやっていかないと必ずパンクしてしまうというよう
なことがあるものですから、当然中にはポイント、ポイントでは当然そうだなと思うこ
ともありますけども、この陳情に対しては全てひとくくりでの賛成としてはちょっと自分
としてはできないものかなというふうに考えております。

以上。

委員長 ほかにありますか。

3番、野坂君。

3番野坂純子 すみません、私も皆さんが今言われたような件で、長谷川委員や松本委員の
ように全体的には賛成することがちょっとできないなということで、例えば具体的なこ
とを言うと子育て支援に関してはそのとおり大事だなというふうに思うんですが、20ペ
ージの5番のところに書いてあるですけど、5番の③高齢者・障害者などの外出支援の
施策を充実してくださいとあるんですけど、これをやるためには本当にお金がかかると
いうことで、幸田でも前は少しやってたけどもうやれないという事業所が増えてきてし
まって、もうほとんどがやってないという状況が起きてます。

そして、21ページの3番の⑤が例えば、生活保護を受けてる方に対してエアコンを全
ての生活保護者世帯に設置してくださいとか設置しても電気代がかかるために何か使用
を制限するようなことがないよと言われるんですけど、これは普通に頑張って生活
している人こそ本当に求めたいぐらいなこと、ちょっとこれは無理じゃないかなとい
うふうに思うので、そういうことを考えてやはり賛成はちょっとできないなというふう
に思います。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を採択する
に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第14号は、不採択すべきものと決しました。

これをもって本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。
長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。
これにて散会いたします。
どうも御苦労さまでした。

散会 午前10時13分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年12月11日

福祉産業建設委員会
委員長